

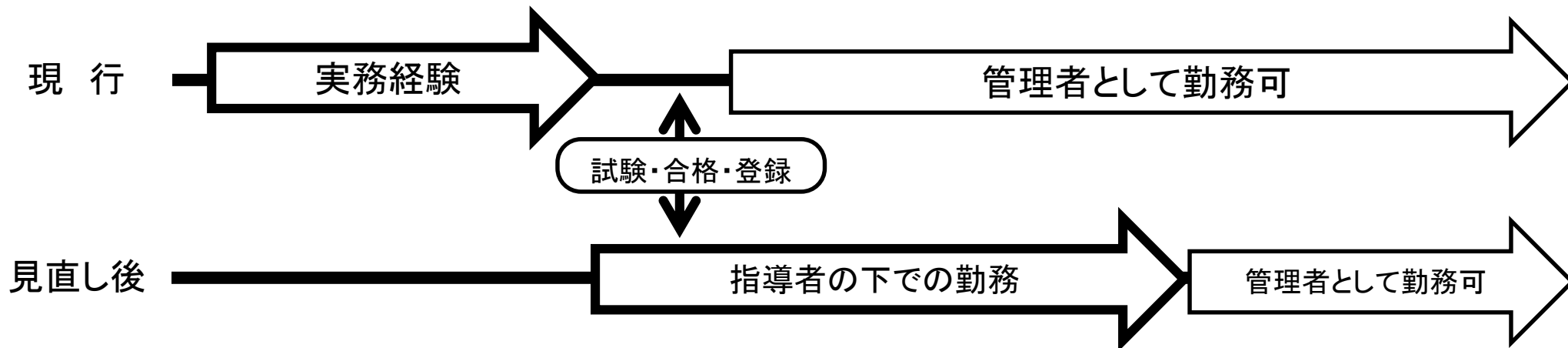
登録販売者試験の実務経験等の省令改正の概要

【現行の受験資格に関する実務経験】

- 大卒・高卒1年、中卒4年の実務経験
- 経験を積んだ地域や、実務を経験した時期の限定なし(実務経験を行った場所に限りなく全国で受験可。数十年前の実務経験でも受験可)

【見直しの内容】

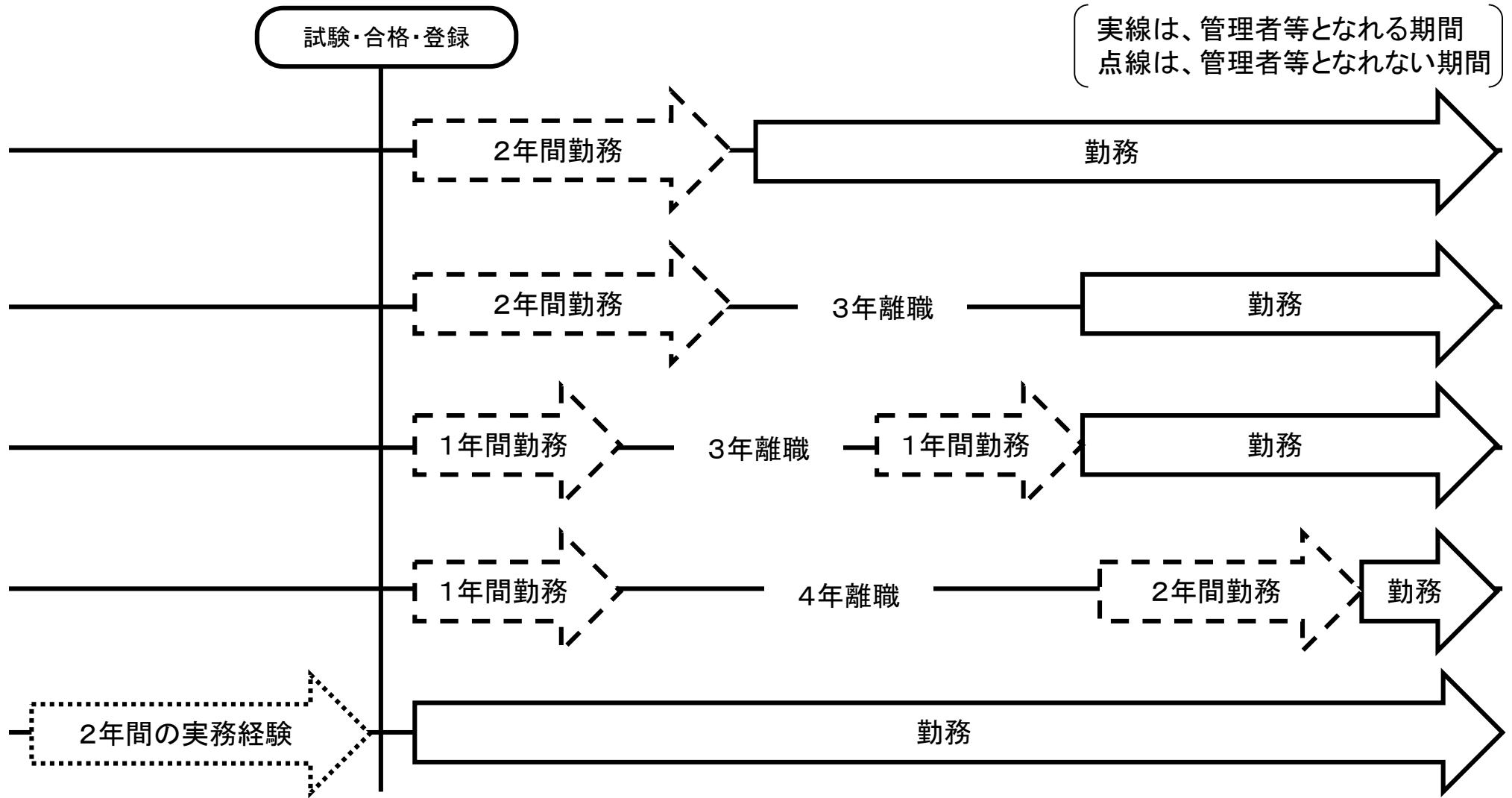
- 受験に際しての実務経験要件を廃止(学歴等も廃止)
- 管理者・管理代行者となるには、過去5年間のうち2年間の実務・業務経験が必要。それまでの間は、管理者・管理代行者の管理・指導の下に実務に従事。(配置については、新懸けごとの管理者への報告を要件に、単独での新懸けも可)
- 管理者・管理代行者要件を満たす登録販売者と、それ以外の登録販売者を名札で区分。
- 薬局等に、当該登録販売者の勤務経験の記録・保存義務を課すとともに、求めに応じた勤務経験の証明を義務付け(管理者となる際に使用)



管理者・管理代行者となれる者のパターン(平成27年度以降の試験での合格者)

試験・合格・登録

〔実線は、管理者等となれる期間
点線は、管理者等となれない期間〕



【実務・業務経験のカウント方法】

- 月80時間以上勤務した場合をカウント
- 月単位でカウント

→ 過去60月で24月の実務・業務経験が必要となる。

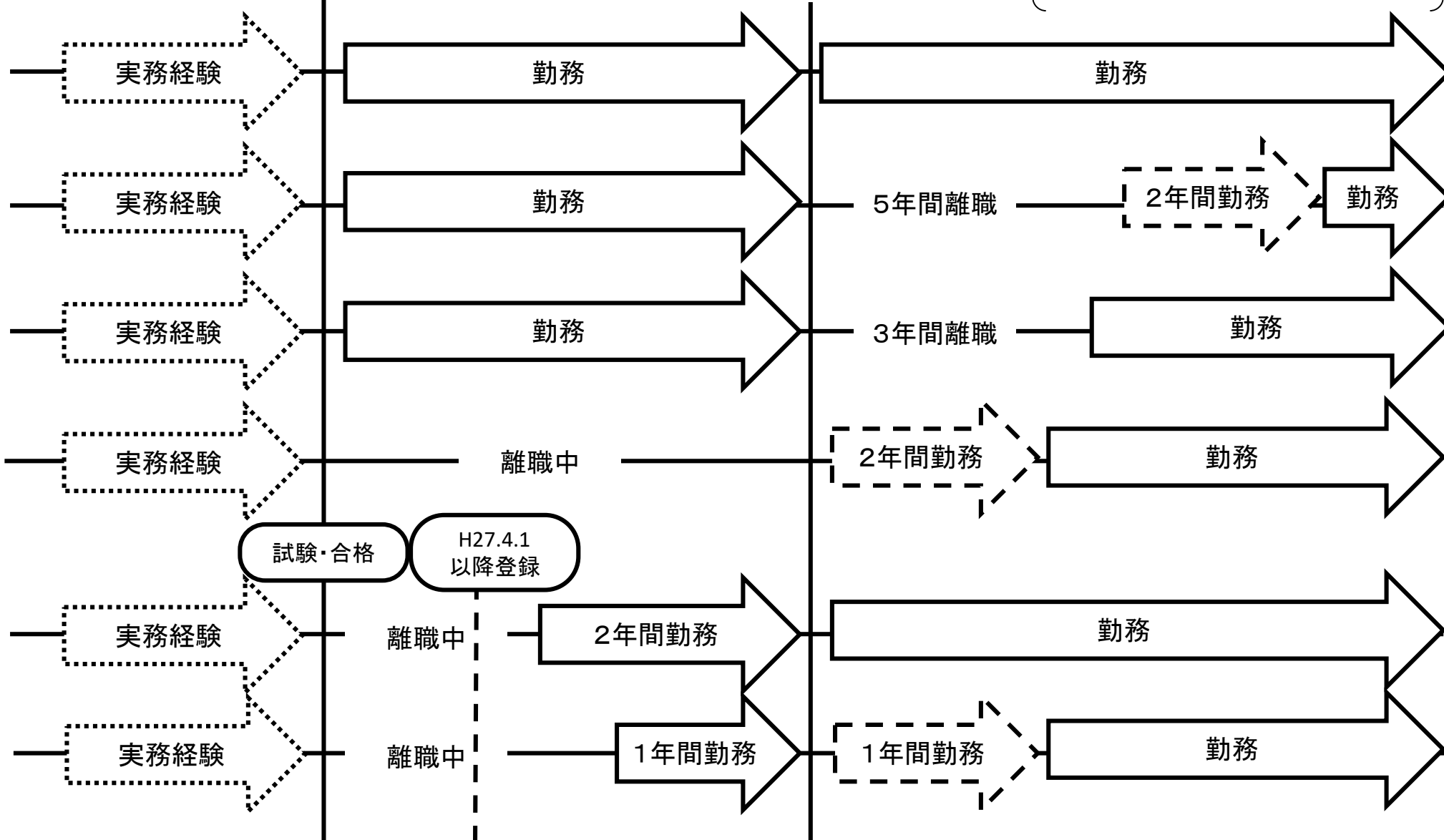
※過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて、合計1,920時間以上従事した場合も管理者・管理代行者となることができる。

管理者・管理代行者となれる者のパターン(平成26年度までの試験における合格者※)

試験・合格・登録

R3. 8. 1
経過措置終了

実線は、管理者となれる期間
点線は、管理者となれない期間



※改正法附則第7条によるみなし登録販売者を含む

※経過措置終了後の実務・業務のカウント方法は前ページ参照

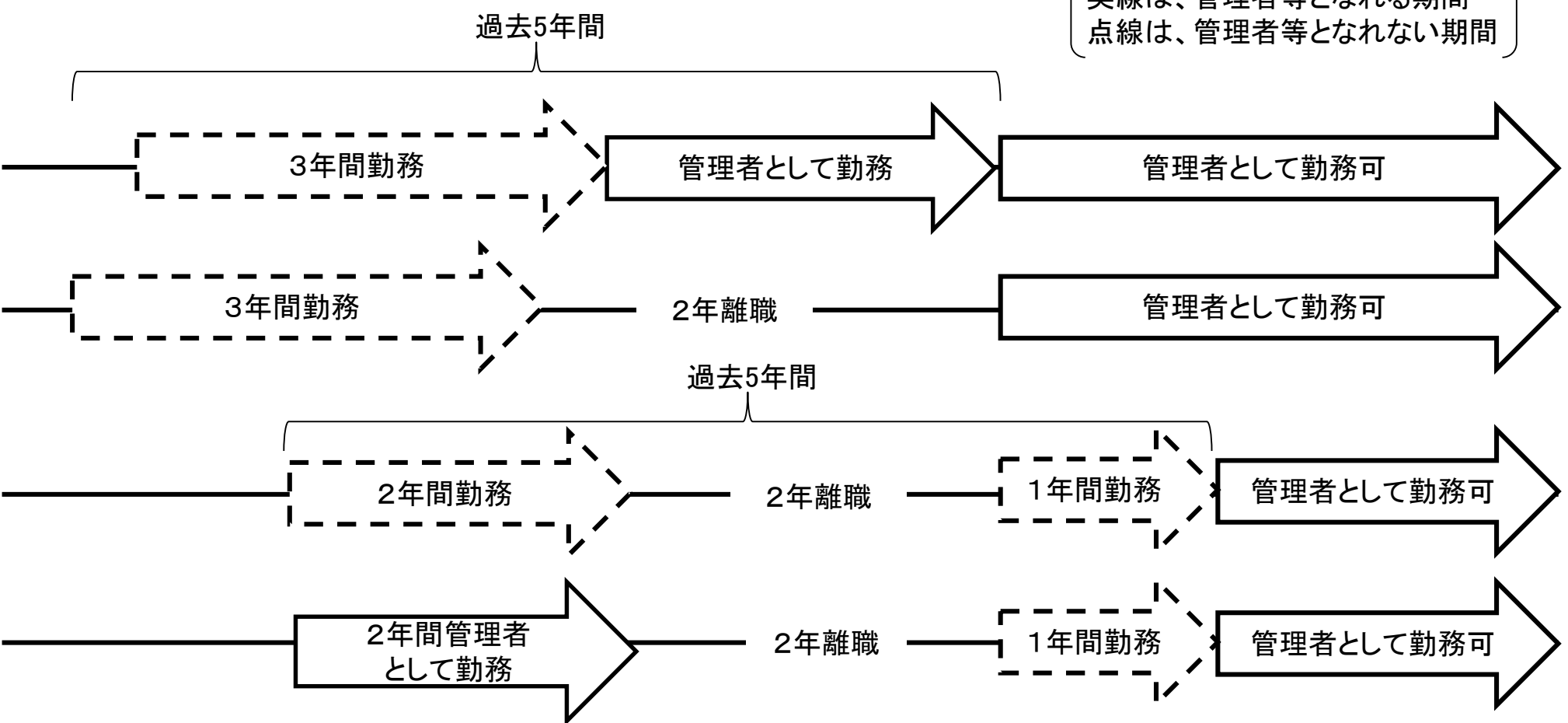
登録販売者が、第一類医薬品を販売する店舗の管理者になるための要件

○ 登録販売者が、第一類医薬品を販売する店舗の管理者となるための要件は以下の通り。

第一類医薬品を販売する店舗等における

登録販売者として過去5年(60月)のうち3年(36月)の業務経験

〔実線は、管理者等となれる期間
点線は、管理者等となれない期間〕



※過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間に於いて、合計2,880時間以上従事した場合も管理者・管理代行者となることができる。